

兵庫運河環境学習施設 ネーミングライツパートナー募集要項

1. ネーミングライツ公募スケジュール

募集要項の配布	2026年4月14日(火)～6月15日(月)17時まで
↓	
質問書提出期間	2026年4月14日(火)～5月20日(水)17時まで
↓	
質問に対する回答	2026年5月下旬(予定)
↓	
応募申込期間	2026年4月14日(火)～6月15日(月)17時まで
↓	
選定委員会による審査	2026年7月上旬(予定)
↓	
ネーミングライツパートナー候補者の決定	2026年7月中旬(予定)
↓	
契約締結	2026年7月下旬(予定)

2. 趣旨

本市では、環境学習の取り組みに活用されるとともに、地域住民や来街者向けの休憩機能を備えた「兵庫運河環境学習施設（以下、「本施設」という。）」の整備を進めています。

このたび、本施設の魅力や知名度の向上及び環境活動の取り組みのさらなる発展を目指し、ネーミングライツパートナーを募集します。

3. 本施設の概要

- 施設名 : 兵庫運河環境学習施設
所在地 : 神戸市兵庫区材木町
完成予定時期 : 2026年8月末
構造・階数 : 木造・1階
機能 : 多目的スペース、トイレ、手洗い・足洗い場・シャワー、ベンチ、
屋外広場 等

4. 募集概要

(1) ネーミング

ネーミングライツパートナーは、本施設の通称名(愛称)を命名する権利を有します。使用を希望する通称名(愛称)について、ご提案ください。なお、地域の愛着を踏まえ、「兵庫運河(ひらがな・カタカナ・ローマ字表記も可)」を含む名称としてください。
※通称名(愛称)と合わせて、企業ロゴマークの使用やフォントについての提案も可能とします。

※使用できる通称名(愛称)は、品位、公共性、公益性を妨げないものであって、神戸市ホームページ広告掲載取扱要綱(神戸市ホームページ「広告募集のご案内」<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/shise/koho/webkoho/banner/index.html>)第2条第1号から第10号までの各号のいずれかに該当するものは除くものとします。

※利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更などやむを得ない事情がある場合を除き、通称名(愛称)の変更はできません。

※通称名(愛称)の使用にあたっては、本市のホームページや広報紙等で通称名(愛称)の周知に努めることとします。

(2) 契約期間及び金額

3年以上10年以内で、ネーミングライツ料は年額110万円(税込)を下限とします。ネーミングライツ料は、本施設の運営、維持管理に活用します。

ただし、8.(6)に基づき、契約期間途中で契約が解除された場合でも、納入されたネーミングライツ料は返還しません。

(3) 通称名(愛称)の使用開始時期

契約締結後、本施設の供用開始までの間で、本市とネーミングライツパートナーで協議のうえ決定します。

(4) 契約の更新

ネーミングライツパートナーは、本公募の提示と同条件以上であれば、優先的に契約の更新を行うことができます。ただし、契約の更新を希望する場合は、本契約終了の6か月前までに本市と協議を行ってください。

5. 応募申込資格

ネーミングライツパートナーは法人を対象とします。ただし、下記(1)から(12)に該当する者は応募できません。

- (1) 政治団体又は宗教団体
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している団体
- (3) 団体、代表者が、国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を滞納、又は未申告である団体
- (4) 代表者及び役員に、破産者がいる団体
- (5) 神戸市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体、又は神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体、若しくは神戸市から不利益処分を受けている団体
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続中である団体
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む団体
- (9) 消費者金融に関わる団体
- (10) たばこに関わる団体
- (11) ギャンブル（宝くじに関わるものを除く。）に関わる団体
- (12) 法律に定めのない医療類似行為に関わる団体

6. 申込方法

(1) 募集要項の配布

配布期間	2026 年 4 月 14 日（火）～6 月 15 日（月）17 時まで
配布場所	神戸市都市局未来都市推進課ホームページ https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/hyougounga_kankyougakusyushiseatsu.html

(2) 質問受付・回答

①質問受付

受付期間	2026 年 4 月 14 日（火）～5 月 20 日（水）17 時まで
受付方法	電子メール ※電話・FAX 等での問い合わせには応じません。
提出書類	「質問書」【様式 1 号】
提出先	miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp ※件名は「兵庫運河環境学習施設ネーミングライツ 質問書提出」として ください。 ※電子メールを送付した旨を電話で事務局に連絡してください。

②回答公表

公表方法	質問に対する回答は個々に行わず、本市ホームページ内で一括して公表します。 神戸市都市局未来都市推進課ホームページ https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/hyougounga_kankyougakusyushiseatsu.html
公表日	2026年5月下旬（予定）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・質問回答書は、本要項の追加、修正及び解釈に関する補足とし、回答内容は、本要項と同等の効力を持つものとします。 ・質問者名等は非公表とします。 ・意見や要望、本公募に関係しない質問は受け付けません。

(3) 応募申込

本要項を確認のうえ、次のとおり応募申込書の提出をしてください。応募申込資格を満たさない場合は、申込はできません。応募申込は、提案者につき1件とします。

受付期間	2026年4月14日（火）～6月15日（月）17時まで
受付方法	電子メール ※提出データの総容量が10MBを超える場合は、データ交換サービス等を利用して提出してください。容量の関係で送付できない場合は、上記受付期間内に事務局へ連絡してください。
提出書類	下記【応募申込書類】のとおり
提出先	miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp ※件名は「兵庫運河環境学習施設ネーミングライツ 応募申込」としてください。 ※電子メールを送付した旨を電話で事務局に連絡してください。

【応募申込書類】（PDF形式）

- ①【様式2号】兵庫運河環境学習施設ネーミングライツパートナー提案書
- ②【様式3号】誓約書
- ③登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書で、申込日から3箇月以内に発行された原本）
- ④印鑑証明書（原本）
- ⑤法人税、消費税及地方消費税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書（原本）
- ⑥企業概要がわかる資料（直近3期分の決算報告書等、財務状況の分かる資料）＜様式任意＞

- ⑦社会貢献活動・地域貢献活動の方針や実績及び今後の取組が分かる資料（神戸市の事業や地域等への貢献実績又は今後の取組方針）＜様式任意＞
- ⑧兵庫運河環境学習施設の知名度向上や情報発信の取組みに関する資料＜様式任意＞
- ⑨その他（より良い施設運営等に向けた提案・要望があれば、合わせて提出してください。また、企業ロゴマークやフォント等の使用について提案がある場合は、カラーの資料を提出してください。）＜様式任意＞
- ※①②③④⑤⑥の書類は提出必須とします。ただし、令和8・9年度神戸市競争入札参加資格（工事請負又は物品等）を有する法人は、③④⑤の書類の提出は不要です。
- ※⑦⑧⑨の書類の提出は任意としますが、8.（2）の選定基準に基づき、評価対象として審査するものとします。
- ※応募申込にあたっての費用及び契約締結に係る費用については、提案者にご負担いただきます。

7. 申込にあたっての留意事項

提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。

軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。（ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません。）また、提出された提案書等は返却いたしません。

情報公開請求があった場合には、神戸市情報公開条例に基づき、提案書等を公開することがあります。

提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

8. 審査・選定

（1）選定方法

選定委員会を設置し、審査のうえネーミングライツパートナーの選定を行います。

（2）選定基準

下記【審査項目及び配点】に基づき審査して、候補者を決定します。

また、提案者が1者のみの場合も、選定委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

【審査項目及び配点】

項目	視点	配点
1. 提案価格・提案期間	—	60点
2. 通称名（愛称）	本施設の運営に支障がない名称か。	10点

3. 本施設の魅力向上	本施設の魅力向上に資するものか。	10 点
4. 地域貢献度	提案者の地域貢献度・活性化度が高いか。	10 点
5. 経営状況	提案者の財務状況が健全で、提案金額等の支払い能力を有するか。	10 点
	合計	100 点

(3) ネーミングライツパートナー候補者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、ネーミングライツパートナー候補者を決定します。ただし、提案者の得点が 60 点を下回る場合は、候補者として決定しません。

(4) 審査結果の通知・公表

審査の結果は、すべての提案者に文書で通知します。ネーミングライツパートナー候補者を選定した場合には、その法人名、本施設の「通称名（愛称）」、ネーミングライツ料、名称使用期間について、本市ホームページ及びマスコミ等に公表します。

(5) 契約

ネーミングライツパートナー候補者は、契約締結前に、本要項及び提案内容について本市と協議を行ったうえ、契約を締結します。

(6) ネーミングライツパートナーの候補者資格・決定の取消、契約の解除

ネーミングライツパートナー候補者の資格を得た後、あるいはネーミングライツパートナーとして契約後に、応募資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により本施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと思われるときは、本市はネーミングライツパートナー候補者の決定の取消し又は契約の解除をできることとします。

その場合、本施設の原状回復に必要な費用をはじめ、本市に生じた損害については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

9. 通称名（愛称）使用に伴う表示等及びその費用負担について

(1) 表示サイン・看板等の新設、変更の場合

通称名（愛称）使用開始当初に実施する表示サイン・看板等の新設は、ネーミングライツパートナーがその費用を負担して実施するものとします。

表示サイン・看板等は、大きさやデザイン等について屋外広告物条例や都市景観条例のほか、地域の景観に関する協定等にそって設置していただくため、表示できる内容に一定の制約があります。

やむを得ない事情で表示サイン・看板等（本施設外含む）を変更する際の費用は、原

困者負担の考え方により、ネーミングライツパートナーにご負担いただきます。

また、契約期間終了後、本施設の原状回復に係る費用についても、ネーミングライツパートナーにご負担いただきます。

(2) パンフレット等の変更について

名称変更に伴い、本市作成パンフレットや封筒等の印刷物、本市のホームページの表示変更などに係る費用については、本市が負担します。ただし、印刷物については、次の改訂時に変更します。

10. その他の事項

(1) 本公募の中止

本市は、募集の妨害、談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により、本公募を公正に執行できないと認めるとき、又は競争性を確保し得ないと認めるときは、本公募の執行延期、再募集又は募集の取りやめ等の対処を図る場合があります。

また、天変地異等により、やむを得ない事情のある場合は、本公募の執行延期又は募集の取りやめ等の対処を図る場合があります。これらの場合、本市はその損害賠償の責は負いません。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その時点で失格とします。なお、申込期間内に失格となった場合、本募集への再応募は出来ません。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②選定の公平性を害する行為があった場合
- ③その他公正な審査に影響を与える行為があるなど信頼関係を損なった場合

(3) その他留意事項

- ①本要項に修正・変更・追加等があった場合は、提案者全員に電子メールで送付するとともに、本市ホームページで公表します。
- ②誤字、脱字、誤植、その他の原因により、本要領の各項目間あるいは本要項と質問に対する回答との間で矛盾を生じている場合、又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届けてください。
- ③本要項に定めるもののほか、必要な事項については、本市の指示に従ってください。

<事務局>神戸市都市局未来都市推進課 担当：堀、小田

所在地：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル7階

TEL：078-595-6684 E-mail：miraitoshikoubo2@city.kobe.lg.jp